

平成26年度 財政援助団体監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 学校法人暁学園  
教育委員会教育総務課（財政援助に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 平成27年1月16日
- 4 監査結果報告 平成27年3月31日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【学校法人暁学園】

<p>(1) 事業実施の関係書類について 事業実施状況のわかる写真（着手前、完成後）が保存されていない事例が見受けられた。補助金に係る関係書類として、事業実施状況のわかる写真を保存すること。</p>	<p>【措置済】 平成27年 4月 7日 次年度以降の補助金申請に関わる施設設備の新設や修繕等については、着手前及び完成後の写真を必要書類として定め、施工業者や各校へ実施状況のわかる写真を撮るよう指示を行った。また、補助金申請担当部署にも実施状況のわかる写真の管理保管を行うことを義務づけた。</p>
---	--

【教育総務課】

特になし

平成26年度 財政援助団体監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- |          |  |
|----------|--|
| 1 監査の種類  | 財政援助団体監査                               |
| 2 監査対象   | 学校法人暁学園<br>教育委員会教育総務課（財政援助に関する事務の所管所属） |
| 3 監査実施期間 | 平成27年1月16日                             |
| 4 監査結果報告 | 平成27年3月31日                             |

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【学校法人暁学園】

<p>(1) 委託契約について メディアセンター屋上防水工事をはじめ多くの事業を委託している。委託料の内容について、きめ細かい精査や委託先と対等に交渉ができるよう、専門的技術、原価計算や法律解釈などについての知識及び交渉能力を身につけた実務能力の高い職員を育成し、安易な委託の防止や委託コストの合理的圧縮など、より無駄のない委託コストの実現に取り組むこと。また、1者単独随意契約の妥当性について、明解な根拠に基づいて事務を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成27年 9月30日 工事等の委託料についての交渉の都度、長年に亘り学園の施設設備の委託交渉を担当してきた学園の理事らが同席して、知識や交渉能力の習得に努めている。また、原則、既存の施設や設備の修繕は当初設置した業者と随意契約しており、新規についても既存の施設や設備に関連している場合は当初設置した業者と随意契約している。ただし、全く新規の施設や設備で見積額が3百万円以上のものに関しては、経理規程通り、2者以上の見積合わせを履行することによって、より妥当性の高い金額で契約するように努めている。</p>
	<p>【 措置済 】 平成28年 3月31日 上記内容に加え、平成28年4月1日より建築関係に専門的に携わっていた者を雇用し、施設設備関係の工事委託の内容や見積額の検証をさせることとした。また価格交渉にも立ち合わせたり、実際の工事現場も視察させるなど、委託内容に対する適正価格を検証し、安易な委託を防止して、コスト圧縮に努める体制を整えた。</p>

<p>(2) 補助金交付申請について 補助金事業計画が2回変更されていた。事業実施と変更決定の時期に齟齬を生じることになるため交付申請にあたっては、不備のない適切な事務処理を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成27年 9月30日 転居したにもかかわらず学校への届出がされていない場合や居住地住所と住民票住所が相違しているなどが要因としてあり、保護者へ住民票の変更があった場合は、学校へ速やかに届け出るよう再度周知の徹底を行う。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成28年 3月31日 定期的に担任から住民票住所の変更届け漏れがないか呼びかけを行うこととした。しかし、生徒・児童が認識していない場合もあると考えられるので、面談や家庭訪問などを利用して保護者へ直接周知したり、文書などで保護者へ周知するなど、内容やタイミングについて、最良の周知方法を引き続き検討をする。</p>

【教育総務課】

<p>(1) 補助金交付申請の審査について 補助金の額は市内に住所を有する児童・生徒数により算定している。補助金交付申請の審査にあたって、算定基礎となる児童・生徒が市内在住であることを確認することができる書類の提出を求め、抽出して検査すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成27年 4月 1日 算定基礎となる児童・生徒が市内在住であることを確認できるよう補助金交付要綱を改正し、名簿の提出を求めることとした。また、提出された名簿から数名を抽出し、市内在住か確認を行うこととした。</p>
<p>(2) 事業実施の確認について 補助対象事業について、事業実施の確認が行われていない。抽出による実査を行い、補助金交付団体に対する牽制を徹底すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成27年 4月 1日 補助対象事業について、事業実施の確認のため抽出による実査を行うこととした。今後、補助金交付団体に対する牽制を徹底していく。</p>
<p>(3) 補助金額の算定方法について 現在、補助金額は市内に住所を有する児童・生徒数により算定しているが、補助金額の適正性を高められるよう、児童・生徒数以外の方法で算定することができないか検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成27年 9月30日 県内の各市や県外他市町でも私学補助金の算定方法は同様である。児童・生徒数以外の方法で算出できないか、私立学校に通学する市民に対して公平に補助がいきわたり、学校教育の振興に寄与する効率的な補助金交付方法がないか検討・研究していく。</p>
	<p>【 検討中 】 平成28年 3月31日 他市や他県の交付要綱を調査、検討した結果、私立学校に通学する市民に対して公平に補助がいきわたり、学校教育の振興に寄与する効率的な補助金交付方法が、現行の補助金額の算定方法より望ましいものがなく、現段階では新たな算定方法を構築できなかった。引き続き、他市や他県の動向や制度を検討・研究していく。</p>

<p>(4) 補助対象事業について</p> <p>施設設備の整備は、4月初めに工事を実施することが多い。5月1日現在の児童・生徒数に基づいて交付申請されるため、申請に間に合わず補助対象に含めることができない事業がある。対象を拡げることができないか、申請の時期を見直すことなども含めて、検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成27年 9月30日</p> <p>現段階では市の補助金は、交付決定日以降でしか補助金対象と認めていないので、交付決定以前に着手した事業を補助対象と認めることができない。基準日も学校基本調査の調査対象の基準日は5月1日となっているため、変更は難しい。補助金制度と基準日の設定について、私立学校へ理解を求めていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成28年 3月31日</p> <p>市の補助金は、交付決定日以降でしか補助金対象と認めていないので、交付決定以前に着手した事業を補助対象と認めることができない。基準日も学校基本調査の調査対象の基準日は5月1日となっているため、変更は難しい。そのため、補助金制度と基準日の設定について、引き続き私立学校に対し、機会がある度にこの補助金制度について説明をするとともに理解を求めていく。</p>